

佐賀県告示第九十六号

佐賀県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要綱（昭和五十二年佐賀県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二日

佐賀県知事 古 川 康

第一条中「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号。以下「法」という。）の規定により、」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「適正化法施行令」という。）並びに」を削る。

第二条第一項中「法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条第一号中「適正化法、適正化法施行令、」を削り、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第五条から第九条までを二条ずつ繰り下げ、第四条を削る。

第三条第三号を次のように改め、同条を第六条とする。

三 償還期間は、十年（三年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とすることができる。

第二条の次に次の三条を加える。

(漁業経営再建計画)

第三条 漁業経営維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、漁業経営再建計画(以下「再建計画」という。)を作成し、当該中小漁業者が構成員となつている漁業協同組合の意見書を添付して、これを知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 漁業経営の状況

二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要

五 前号の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項

六 その他別に定める事項

3 知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 再建計画が第一項の認定の申請をした者(以下「申請者」という。)の漁業経営の再建を図るために適切なものであること。

二 申請者が再建計画を達成する見込みが確実であること。

(再建計画の変更等)

第四条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る再建計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請をするときは、当該申請に係る中小漁業者が構成員となつている漁業協同組合の意見書を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再建

計画の変更が前条第三項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第一項の認定をするものとする。

4 知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画（第一項の認定を受けた場合にあつては、変更後の再建計画）に従つてその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（貸付対象者）

第五条 漁業経営維持安定資金の貸付けを受けることができる者は、別表の漁業種類欄に掲げる種類の漁業を主として営む中小漁業者であつて、再建計画について知事の認定を受けたものとする。

別表中「第三条・第四条関係」を「第五条・第六条関係」に改める。

様式第一号中「第6条関係」を「第8条関係」に、「佐賀県知事 殿」を「

佐賀県知事 様」に改める。

様式第二号中「第8条関係」を「第10条関係」に、「佐賀県知事 殿」を「

佐賀県知事 様」に改める。

様式第三号中「第10条関係」を「第12条関係」に、「佐賀県知事 殿」を「

佐賀県知事 様」に改める。

様式第四号中「第13条関係」を「第15条関係」に、「佐賀県知事 殿」を「

佐賀県知事 様」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の佐賀県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に貸し付けられる漁業経営維持安定資金

について適用し、同日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。